

コンプライアンス規程

（目 的）

第1条

この規程は、一般社団法人福野アソシエイツ（以下「当法人」という。）の倫理規程の理念に則り、当法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条

当法人の理事及び正会員・賛助会員・ボランティア会員（以下「役職員等」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

（組 織）

第3条

当法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

（1） コンプライアンス担当理事

（コンプライアンス担当理事）

第4条

コンプライアンス担当理事は、代表理事以外の理事とする。コンプライアンス担当理事は、社員総会に対し、定期的に当法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- （1） コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- （2） コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

（報告、連絡及び相談ルート）

第5条

役職員等は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2 コンプライアンス担当理事長は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨を代表理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、代表理事の承認を受けて、当該事象への対応を実施する。

3 役職員等は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス担当理事を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス担当理事に直接、同項の報告をすることができる。

(役職員等のコンプライアンス教育)

第9条

当法人は、役職員等に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員等は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

第10条

職員が報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が理事（以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則又はパートナー職員就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、理事の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、理事については社員総会が決議し、職員については、懲罰委員会の決定を受けて代表理事がこれを行う。

(改廃)

第11

条

この規程の改廃は、社員総会の決議による。

附 則

1 この規程は、令和7年1月31日から施行する。